

官民競争入札等監理委員会  
第132回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第132回 官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成26年5月21日（水）14:58～16:12

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

- （独）統計センターLAN等運用管理業務

3. 事業の評価（案）について

- （独）駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務

4. 「官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針」及び「実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針」等の改定案について

5. 公共サービス改革法の対象事業の選定状況について【非公開】

6. 公物管理等分科会及び施設・研修等分科会 ヒアリング結果について【非公開】

7. 「公共サービス改革基本方針（案）」及び公表資料（案）について【非公開】

8. 閉会

○樫谷委員長 定刻より少し前ですけれども、全員が揃われましたので、第132回官民競争入札等監理委員会を始めたいと思います。

本日の議題は議事次第のとおりですが、議題5及び議題6については、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして、会議を非公開として、後日、議事要旨を公開することとしたいと思います。

まず、実施要項（案）について御審議をいただきたいと思います。本件については、これまで入札監理小委員会で審議してまいりましたので、「独立行政法人統計センターLAN等運用管理業務」について、石堂主査から、5分間程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○石堂委員 それでは、私から説明させていただきます。

表題にありますように、「独立行政法人統計センターLAN等運用管理業務」でございます。統計センターは、国勢調査とか労働力調査とか、さまざまな統計業務をやっておりまして、また、統計技術の研究もやっている独法と聞いております。そこにおけるLAN等運用管理業務でございますが、横のカラー刷りの資料が参考資料としてあろうかと思ひます。こちらをご覧くださいと思います。

左側の中ほどの「業務規模」にありますように、年間大体2,500万円くらいという規模の事業でございます。22年、23年、24年、25年、26年と単年度で契約を繰り返してまいりまして、23年、24年辺りは参加業者も多かったのですが、25年、26年には2者しか参加してこないというような状況でございます。その辺の反省を踏まえて、今回の実施要項が出てきているということでございます。

業者が非常に減ってしまった原因の主たるものは、恐らくは、最低価格落札方式でやってきて、価格がかなりぎりぎりのところに来て、業者にとって魅力に乏しい事業となってしまうということではないかということでございます。

今回、それらを勘案した実施要項（案）ということで、資料1-1にお戻りいただきたいと思ひますが、何よりも競争性の確保のために何かをやらねばならないということで、今回、これまで単年度だったものを、5か年のかなり長い複数年度契約にするということ、また、中ほどにありますように、引継期間を十分確保するとか、単純な最低価格落札方式ではなく、総合評価落札方式を採用するというような改善を取り入れた実施要項（案）として、提出いただいたところでございます。

小委員会では、そういうような対策が機能すれば競争性が回復するのではないかということで、おおむねよしといたしましたけれども、2番目にありますように、総合評価基準について、価格点と技術点を1：1としておるところですけれども、競争を高める観点から、技術点に占める加点の割合を高め設定しているという部分については、特に確認させていただいたところでございます。

入札監理小委員会としては、この方式で行けるなということでしたが、その後の意見招請、パブコメの中で、1件指摘がございました。それは、入札参加資格にISO9001

という認証を要件と考えておったのですけれども、これは製品品質の保証という一つの資格です。ほかに、後から登場してまいりましたISO20000という、これも同じく製品品質の保証ですが、いわばITに限定したものであるというのがございまして、時代が後になって来ますと、この20000しか取ってない業者もおられるということでもあります。本件については、9001でも20000でも、要件的には問題ないということで、ISO20000の認証も資格として加えたということでございます。

本件については、入札監理小委員会の議論を含めまして、以上のような状況でございますので、よろしく御審議願いたいと思います。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御報告いただきました実施要項（案）について、何か御意見はございますか。よろしゅうございますか。

「異存がない」ということでよろしくお願ひします。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）については、監理委員会として「異存はない」ということにしたいと思います。

続きまして、事業の評価（案）について御審議をいただきたいと思います。

事業の評価（案）については、事業主体からの実施状況報告に基づき、内閣府が案を作成し、入札監理小委員会で審議を行っていただきました。

それでは、「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の情報システム運用管理業務」の事業の評価（案）について、事務局から5分程度で御説明をお願いしたいと思います。

○金子参事官 それでは、お手元の資料に基づいて御説明いたします。

まず、業務の内容ですけれども、1枚横長の絵を用意してございます。こちらにございますように、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員が使いますネットワークシステムについて、それを運用する、例えばヘルプデスクの業務とかを提供するのが業務の内容でございます。こちらについては、市場化テストの2期目の事業でございまして、平成23年4月以降の事業について、今回、評価の対象となっております。資料2-1に概要を示してございますので、これに基づきまして御説明をいたします。

ちなみに、入札参加者の状況ですけれども、技術提案を行った者が4者ございました。したがって、複数応札についてもクリアをしている状況でございます。

まず、2.の質に関するものですけれども、この事業については、重大障害の発生件数とか、あるいはヘルプデスクの利用者に対するアンケートに基づいて満足度を測る、その目標を数値目標として設定してございましたけれども、これらについて、いずれもクリアしているということでございます。また、民間事業者からの改善提案も行われておりまして、良好に事業が実施されたという報告を受けてございます。

3.については経費ですけれども、従来の実施経費に比べて、44%の経費削減ができていたという報告でございます。

以上の評価を踏まえまして、裏面ですけれども、今後の事業について、3月の監理委員

会でお認めいただきました終了プロセスの基準に照らし合わせて、この基準をクリアしていると認められていますので、この事業は今期をもって市場化テストを終了することにしてはどうかと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました事業評価の（案）について、何か御意見・御質問はございますか。

よろしゅうございますか。

それでは、監理委員会として「異存はない」ということにしたいと思います。

続きまして、「『官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針』及び『実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針』等の改定案」について、事務局から御説明をお願いします。

○金子参事官 それでは、お手元の資料に基づきまして御説明をいたします。

今回の「実施要項に関する指針」及び「情報開示に関する指針」の改定につきましては、先月、非公開の場で御議論いただきまして、御意見をいただきましたので、それを踏まえて改定したものを今回お諮りしてございます。

改定の趣旨としては、前回お話ししたとおり、これまでの監理委員会の議論を踏まえまして、頻繁に指摘されているものについては、あらかじめこの指針の中に盛り込む形にして、実施府省にお知らせすることで、審議の効率化にもつなげていきたいと、そういった趣旨での改定でございます。

内容は前回御説明してございますので、前回からの変更点を中心に御説明をしたいと思います。

前回御指摘いただきましたポイントとして、資料3-1の1ページ目の2.の引継ぎのところについて、まず御意見をいただいております。これは、特に業務の開始時と終了時について、引継ぎをしっかりと行うことを書いていただくことを盛り込みたいということでお諮りしておいたものですが、前回の議論の中で、国のかかわり方といいますか、必要な協力というよりも、もう少し強いかかわりなのではないかという御意見をいただいております。このパラグラフの最後のほうに書いてございますけれども、必要な措置を講じるとともに、引継ぎが完了したことを確認するという言い方に修正をさせていただいております。

また、業務の引継ぎについては、もう一点、前回からの修正がございまして、具体的に申し上げますと、資料3-2でございます。これは指針の本文ですが、これの1.(1)⑥が引継ぎに関する記述でございます。これで、先月お諮りしていた文案では、「契約期間開始前及び契約期間終了後の引継方法」という文章になってございましたけれども、契約期間外のことについて何か規定をするようにというふうな誤解を与えてはいけないということで、これは表現上の適正化の観点ですけれども、「業務開始及び業務終了の際の引継方

法」という表現に修正させていただいております。

もう一点修正点がございまして、資料3-1に戻っていただき、これの2ページ目8.でございまして。「契約変更事由の明確化」ということで、この1年間、特に契約変更の承認の申請が数多くございましたので、例えば、施設管理における清掃面積の変更とか軽微なものについては、あらかじめそういうのがあり得べしということを実施要項の中に書いておいていただければ、契約変更のときに承認の手続が省略できるということでございまして、それを活用していただくべく盛り込みたいということで書いてございましたけれども、前回の御意見の中で、そういった事前に想定できるものだけでなく、当然、不測の事態が発生して、やむを得ず契約変更をしなければいけないというケースも数多くございましたものですから、それは明確に書き分けておいたほうがよいだろうということでございました。最初のパラグラフのほうで、あらかじめ想定される、予期されるものについては可能な限り実施要項に定めてくださいというふうな言い方にし、続いて、予測できないもの、不測の事態の発生に基づくもの等については、監理委員会の議を経てくださいという言い方に、これは表現の明確化ということでございまして、変更をさせていただいております。

大きな変更点としては、その2点でございます。

御説明は以上でございます。

○樫谷委員長 ありがとうございます。

ただいまの御報告について、御意見・御質問がございましたら、御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

ありがとうございます。

それでは、「『官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針』及び『実施要項における従来の実施状況に関する情報の開示に関する指針』等の改定案」について監理委員会として、了承したいと思います。

以上をもちまして、本日の公開審議は終了となりますので、傍聴者の方は御退席をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(傍聴者退席)